

令和7年度 さいたま市立神田小学校いじめ防止基本方針

さいたま市立神田小学校

I はじめに

「いじめは絶対に許されない」という意識を教職員、保護者、地域関係者一人ひとりがもち、全児童が、明るく楽しい学校生活を送ることができるよう、児童のささいな変化に気付き、いじめが起きない学校をつくるため、「さいたま市立神田小学校いじめ防止基本方針」を策定した。

II 本校のいじめの問題に対する基本姿勢

- 1 教職員は日頃から児童の見守りや信頼関係の構築に努め、変化や危険信号を見逃さないようにアンテナを高く保つ。
- 2 教職員が、いじめを発見したり相談を受けたりした場合は、情報を抱え込まず、学年で対策を共有し、速やかに校内委員会や管理職に報告し、学校一丸となって組織的に対応する。また、必要に応じ、いじめ対策委員会に当該するいじめの情報を報告し、組織的な対応につなげる。
- 3 いじめる児童に対し、児童成長支援の観点に立ち、毅然とした態度で指導する。また、いじめる児童が抱える問題を解決するため、心理や福祉等の専門性を生かした支援や関係・専門機関との連携を図る。
- 4 学校の教育活動全体を通じて、道徳教育、特別支援教育、国際理解教育、人権教育の充実を図り、児童への指導を組織的に行う。

III いじめの定義（「いじめ防止対策推進法」第2条）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

- 「けんかやふざけ合い」であっても、見えないところで被害が発生している場合もあることから、背景にある事情を確認し、児童の感じる被害性を踏まえ、いじめに該当するか否かを適正に判断する。
- いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされているものとする。
 - ① いじめに係る行為が止んでいること（少なくとも3か月を目安とする）
被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）が止んでいること。
 - ② 児童が心身の苦痛を感じていないこと
被害児童がいじめの行為により、心身の苦痛を感じていないことが認められること。被害児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかを面談等により確認する。

IV 組織

1 いじめ対策委員会（「いじめ防止対策推進法」第22条）

- (1) 目的：学校におけるいじめ防止等に関する措置を実行的に行うため、いじめ対策委員会を設置する。
- (2) 開催
 - ① 定例会（年間2回程度開催）

構成員：校長、教頭、教務担当者、生徒指導主任、学校地域連携コーディネーター、PTA会長、小・中学校保護者、育成会代表、チャレンジスクール代表、よい本を読む会代表、自治会代表者、民生委員

※ 必要に応じて、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、さわやか相談員、医師、弁護士、警察経験者など構成員以外の関係者を招集し、対応する。
 - ② 校内委員会（すこやか委員会・ケース会議等と兼ねて開催）
 - ③ 臨時部会（必要に応じて、必要なメンバーを招集して開催）
- (3) 内容
 - [未然防止]
 - いじめが起きにくい、いじめを許さない環境づくりを整備する。
 - [早期発見・事案対処]
 - いじめの相談・通報を受ける窓口となる。
 - いじめの疑いに関する情報や、児童の問題行動に係る情報の収集と記録、共有をし、必要に応じて聞き取り調査等により、いじめであるか否かの判断を行う。
 - いじめの被害児童に対する支援、加害児童に対する指導の体制・方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する。
 - [学校いじめ防止基本方針に基づく各種取組]
 - 年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施する。
 - 学校いじめ防止基本方針が、本校の実情に即して適切に機能しているかについて点検を行い、学校いじめ防止基本方針の見直しを行う。（PDCAサイクルの実行を含む）

2 代表委員会による取組

- (1) 目的：いじめについて考え、いじめを許さない集団やいじめが起きない学校を作ろうとする意識を高め、いじめ防止等の取組を推進する。
- (2) 構成員：各学級代表委員、各委員会代表委員
- (3) 時期：年間を通して
- (4) 内容
 - ① いじめを許さない雰囲気づくりとは、いじめ撲滅のための取組についての話し合い
 - ② 話し合いの結果を学校に提言する。提言した取組を推進する。
 - ③ 中学校区ブロック会議への参加（11月 大久保中学校区3校合同子ども会議）
 - ④ いじめ防止シンポジウムへの参加
 - ⑤ 「いじめ撲滅」啓発用ポスターを活用した、「いじめを許さない雰囲気づくり」のための学級行動指針の作成の呼び掛け

V いじめの未然防止

1 道德教育の充実を通して

(1) 教育活動全体を通して

- 「いじめをしない、許さない」資質を育むために、あらゆる教育活動の場面において、道德教育に資する学習の充実に努め、道德教育推進教員を中心に、全教職員の協力体制を整える。
- 道德の内容項目と関連付けて重点化を図り、時期と内容を明確にした全体計画を作成する。

(2) 道德の時間を通して

- 「いじめ撲滅強化月間」(6月)において、「B 主として他の人とのかかわりに関すること」の内容項目を扱う際に意識して指導する。

2 「いじめ撲滅強化月間」(6月)の取組を通して

- 実施要項に基づき、児童の実態に応じて、以下のすべての内容について取り組む。
 - ・ いじめ撲滅啓発用ポスターを活用した、いじめ撲滅に向けた学級スローガンづくり
 - ・ 代表委員会による、いじめ撲滅を目指したキャンペーンの展開
 - ・ 校長等による講話
 - ・ 「児童生徒の心のサポート 手引き いじめに係る対応」を活用するなど、いじめの未然防止に向けた学級担任等による指導
 - ・ 学校だよりやPTA広報誌等による家庭や地域への広報活動
 - ・ 「簡易アンケート」等の実施

3 「人間関係プログラム」を通して

(1) 「人間関係プログラム」の授業を通して

- 「話の聴き方・伝え方について考えよう」「問題を解決しよう」「対立を解決しよう」のロールプレイを繰り返し行い、人と関わる際に必要となる力に気づき、定着を図ることで、いじめの未然防止に取り組む。

(2) 直接体験の場や機会を通して

- 教育活動全体を通して、「人間関係プログラム」の授業の中で児童が自発的に設定した行動目標を実践する直接体験の場や機会を意図的・計画的に作り、人と関わる際に必要となる力の定着を図ることで、いじめのない集団づくりに努める。

(3) 「人間関係プログラム」に係る調査結果を生かして

- 「人間関係プログラム」に係る調査の結果により、各学級担任を中心に児童一人ひとりの心の状況や学級の傾向を把握し、あたたかな雰囲気の学級づくりに生かし、いじめのない集団づくりに努める。

4 「いのちの支え合い」を学ぶ授業を通して

- 児童が、相談することの大切さを理解し、相談のスキル、悩みやストレスへの対処法などを身に付ける。特にいじめは、いじめられていても本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、友達の代わりに自分が信頼できる大人に相談することができるようにする。
- 授業の実施：1年生…11月 2年生…11月 3年生… 7月
4年生… 6月 5年生… 6月 6年生… 6月

5 メディアリテラシー教育を通して

(1) 「携帯・インターネット安全教室」の実施：10月7日（火）

- 児童の情報活用能力の向上を図り、安全に正しくインターネットや携帯電話を使うことができる力を身に付けさせ、いじめの未然防止に努める。授業の様子を公開し、保護者にも参加を呼び掛ける。

6 保護者との連携を通して

- (1) いじめは絶対に許されないことについて、学校と連携して指導する。
- (2) 子どもとコミュニケーションを図り、子どもの些細な変化を見逃さないように努める。
- (3) 子どもに基本的生活習慣を身に付けさせ、心の安定を図る。

VI いじめの早期発見（アセスメント・状況把握）

1 日頃の児童生徒の観察

○ 早期発見のポイント

- ・ 児童の些細な変化に気付くこと
- ・ 気付いた情報を共有すること
- ・ 情報に基づき、速やかに対応すること

ア 健康観察	一人ひとりの表情を確認しながらの呼名による朝の健康観察の徹底する
イ 授業中	姿勢、表情、視線、忘れ物、教科書、ノート等の落書き、隣と机が離れている
ウ 休み時間	独りぼっち、「遊び」と称してからかいの様子が見られる
エ 給食	班から机を離して食べる、食欲がない、当番を押し付けられる
オ 登下校指導	独りぼっち、荷物を持たされる

2 「心と生活のアンケート」の実施及びアンケート結果に応じた面談の実施

- (1) アンケートの実施 4月 9月 1月（年3回以上）
- (2) アンケートの結果 学年・学校全体で共有する。
- (3) アンケートの結果活用 結果に応じて児童と面談を行い、記録をとり保存する。
学校全体で情報の共有を図る。

3 毎月の「いじめに係る状況調査」の報告

- (1) いじめを認知した時は、「いじめに係る対応の手引き」に基づき対応する。

4 教育相談週間（日）の実施

- (1) 毎月2回 教育相談日を設定する。
- (2) 年1回（2学期） 教育相談週間を設定し、担任と児童全員が面談をする。

5 保護者との連携

- (1) 教育相談日・個人面談をはじめ、家庭との連絡を密にとり、いじめの早期発見に努める。
- (2) アンケートの活用 結果に応じて保護者と面談を行い、学校全体で情報の共有を図る。

6 地域からの情報収集

- (1) 民生委員・主任児童委員 S S N会議等で情報収集及び情報提供を行う。

- | | |
|--------------|--------------------------|
| (2) 防犯ボランティア | 毎日の防犯活動で情報収集及び情報提供を行う。 |
| (3) 学校運営協議会 | 年3回の会議において情報収集及び情報提供を行う。 |

Ⅶ いじめの対応

学校の特定の教職員が、いじめに係る情報を抱え込み、学校いじめ対策組織に報告を行わないことは、法第23条第1項の規定に違反し得ることから、学校の教職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合には、速やかに学校いじめ対策組織に対し当該いじめに係る情報を報告し、「児童生徒の心のサポート 手引き いじめに係る対応」に基づき、学校の組織的な対応につなげていく体制を整える。

- 校長は、組織的な対応の全体指揮を行う。
構成員を招集し、いじめ対策委員会を開催する。
- 教頭は、情報の集約を行い、校長に報告する。
いじめ対策委員会の構成員の招集、及び関係機関との連絡調整を図る。
- 教務担当は、それぞれの情報を集約し、教頭に報告する。
生徒指導主任と共に関係者間の連絡・調整を図る。
- 担任は、事実確認のため、情報収集を行う。
いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保する。
いじめた児童に、自らの行為の責任を自覚させるための指導を行う。
- 学年主任は、担当する学年の児童の情報収集を行う。
担当する学年の情報共有を行う。
教頭に報告する。
- 生徒指導主任は、児童の情報を把握できる体制づくりをする。
児童の情報を全教職員に共通理解を図るための体制を整備する。
教務主任と共に関係者間の連絡・調整を図る。
- 教育相談主任（特別支援教育コーディネーター）は、問題の背景に障害が要因として考えられないか情報収集を行う。
- 養護教諭は、傷病に対する治療を行うとともに、いじめられた児童の精神的な支えとなる。
- さわやか相談員は、児童の心に寄り添い、教職員と連携して支援を行う。
- スクールカウンセラーは、専門的な立場から、アセスメントに基づく支援の指導助言や、児童へのカウンセリングを行う。
- スクールソーシャルワーカーは、福祉等の専門的知識を用いて、児童に対し、環境に働きかけ、関係機関等とのネットワークを構築し、連携及び調整を行う。
- 保護者は、家庭において、子どもの様子をしっかりと把握し、異変を感じた時は、直ちに学校と連携する。
- 地域は、いじめを発見、又はいじめの疑いを認めた場合には、学校等に通報又は情報提供を行う。

Ⅷ 重大事態への対応（「いじめ防止対策推進法」第28条）

生命・心身に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合には、「いじめ対策推進法」、「いじめの防止等のための基本的な方針」（平成29年3月改定、文部科学大臣決定）、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（平成29年文部科学省）、「さいたま市いじめ防止対策推進条例」、「さいたま市いじめ防止基本方針」、及び、「いじめに係る対応の手引き」等に基づいた対応を確実に行う。

1 重大事態について

(1) 「生命・心身に重大な被害が生じた疑い」

- ・ 児童生徒が自殺を企図した場合
- ・ 身体に重大な傷害を負った場合
- ・ 金品等に重大な被害を被った場合
- ・ 精神性の疾患を発症した場合 等

(2) 「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合」

- ・ 年間30日を目安とする。
- ・ 一定期間連続して欠席している場合は、迅速に調査に着手する。

2 児童又は保護者からの申立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、次の対応を行う。

(1) いじめ対策委員会で、いじめの疑いに関する情報の収集と記録、共有を行う。

(2) 校長は、いじめの事実の確認を行い、結果を教育委員会に報告する。

※ 教育委員会が、重大事態の調査の主体を判断

<学校を調査主体となる場合>

ア 学校は、直ちに教育委員会に報告する。

イ 学校は、教育委員会の指導・支援の下、重大事態の調査組織（いじめ対策委員会を母体とした）を設置する。

ウ 学校は、いじめ対策委員会で、事実関係を明確にするための調査を実施する。

エ 学校は、いじめを受けた児童及びその保護者に対して、情報を適切に提供する。

オ 学校は、調査結果を教育委員会に報告する。

カ 学校は、調査結果を踏まえた必要な措置を行う。

<教育委員会が調査主体となる場合>

ア 学校は、教育委員会の指示の下、資料の提出など、調査に協力する。

IX 研修

いじめ未然防止（「人間関係プログラム」の研修を含む）、早期発見、早期対応、インターネットを通じて行われるいじめへの対応など、教職員のいじめに対する意識や対応力を高める研修を計画的に行う。

1 職員会議

(1) 学校いじめ防止基本方針の周知徹底を図る

(2) 取組評価アンケートの実施 11月実施

2 校内研修

(1) 生徒指導に係る伝達研修

- ・ 事案対応に関する教職員の資質能力向上を図る校内研修や教育相談に係る研修
- ・ 児童理解研修：関係機関と連携し、特別な支援を必要とする児童の指導法等の研修

(2) 「Ⅱ本校のいじめの問題に対する基本姿勢」にある道徳教育、特別支援教育、国際理解教育、人権教育の充実に向けた校内研修

X PDCAサイクル

より実効性の高いいじめ防止等の取組を実施するため、学校基本方針が、学校の実情に即して機能し

ているかを、いじめ対策委員会を中心に点検し、必要に応じて見直すというPDCAサイクルを行う。

1 年間の取組についての検証を行う時期（PDCAサイクルの期間）の決定

（1）検証を行う期間：各学期とする。

2 「取組評価アンケート」、いじめ対策委員会の会議、校内研修等の実施時期の決定

（1）「取組評価アンケート」の実施時期：11月とする。

（2）いじめ対策委員会の開催時期：5月 2月とする。

（3）いじめの問題に関する校内研修会等の開催時期

- ・夏季休業中：生徒指導に係る伝達研修
- ・夏季休業中：人権教育(特別支援教育、国際理解教育)に係る研修
- ・年間を通した児童理解研修
- ・教員の資質向上のための研修（生徒指導・教育相談・特別支援教育）